

FP 相 続 新 聞 【相続貧乏にならないために】

相続対策に生命保険活用が有効？……リスクは？

平成25年 12月号

定 期保険が満期になり、銀行から相続対策になるからと一時払いの保険加入を勧められた経験をお持ちの方も多いと思います。一般的に、生命保険を活用した相続対策には①納

税資
金対
策、
②財
産評
価引
下げ
対策、
③遺
産分



割対策があるといわれています。
①相続財産のほとんどが不動産で、現預金がありませんといったような場合、納税資金対策の一つとして、生命保険の利用があります。早い段階から、親が相続時に支払が受けられる「終身保険(途中解約時には解約返戻金が支払われるもの)」に加入し、受取人を子にすれば、相続時不動産売却をせずにすむことがあります。
②そして、受取保険金は、500万円×法定相続人の金額まで非課税というメリットがありますので、納税資金対策だけでなく財産評価引下げにも有効な場合があります。例えば、妻と子2人が相続人である場合、1,500万円迄非課税ですので、手元現預金1,500万円を一時払い終身保険にすれば、その分財産評価が引下げとなります。又、夫がオーナー社長である場合は、併せて死亡退職金非課税を利用し、
i) 会社が社長を被保険者、受取人を会社として加入、
ii) 相続時、会社が保険金を受取り、会社から相続人に死亡保険金を支給する。
この方法をとれば、退職手当金の500万円×法定相続人=1,500万円の非課税

限度額と、生命保険非課税限度額を合わせて3,000万円の節税をすることができ、より納税資金も準備することができます。

③生命保険金は「みなし相続財産」として、課税相続財産に含まれますが、受取人を特定した場合は受取人固有の財産となり、民法上の相続財産としての分割協議対象になりません。(保険金受取人が死亡者本人である場合は分割協議対象となります)

相続財産が自宅だけで、現預金がありませんといった場合、兄だけに家を相続させると、他の弟妹と揉めてしまうこととなりますので、まず遺言で兄に相続させ、弟妹それぞれを受取人として死亡保険金(遺留分以上)を与えることによって争いを防止します。場合によっては、兄を受取人として、代償分割として受取った保険金を弟妹に支払うこともできます。

それ以外に、相続人ではない人、例えば、介護してくれた長男の嫁・後妻の連れ子に財産を残したい場合、保険金受取人となれば、相続人と協議することなく固有の財産として与えることができます。

●こう書くと、生命保険は良いところばかりのようですが、反面リスクがあります。

1) 途中解約せざるを得ないときに生じる損失、 2) 生命保険会社の破綻、 3) そして、一番影響をうけるのが、税法の改正です。事実、平成23年度税制改正案には相続税見直しに合わせ、生命保険金の500万円非課税撤廃(未成年者・障害者除く)が盛り込まれていました。何故か25年度改正から除かれそのままになりましたが、税制には、常に改正リスクがあることを念頭に、活用目的に応じて、保険種類、契約者・受取人、保険金額、加入時期等を充分検討のうえ活用するようしなければなりません。

